

第1回秋田県受動喫煙防止条例に基づく検討委員会 議事概要

1 日 時 令和6年7月19日（金） 午後6時～7時45分

2 場 所 秋田県議会棟 特別会議室

3 出席者

委員：一般社団法人秋田県医師会 副会長 三浦進一
秋田商工会議所総務企画部 部長 伊藤公一
日本赤十字秋田看護大学看護学部 講師 森田誠子
秋田県飲食業生活衛生同業組合 理事長 齊藤育雄
秋田県小児保健会 理事 小松真紀
由利本荘市健康福祉部 部長 小松 等
事務局：秋田県健康福祉部 次長 齊藤大幸
ほか関係課長等

4 議 事

(1) 報告

- ①「秋田県受動喫煙防止条例」の概要
- ②「秋田県受動喫煙防止条例」制定後の秋田県の取組について
- ③飲食店における受動喫煙防止対策に係るアンケート調査

(2) 協議

- ①受動喫煙防止対策の今後の取組の方向性について
 - ・既存特定飲食提供施設の経過措置に関する事項について
 - ・受動喫煙防止対策について

議 事 概 要

(開会宣言、健康福祉部次長のあいさつに引き続き、本検討委員会設置要綱に基づき委員長の選出が行われ、三浦進一委員が委員長に選出された。委員長は伊藤委員を副委員長に指名し、議事を開始した。)

(議事(1) 報告①から③について、事務局から資料1から3により説明を行った。)

○三浦委員長 資料3の9ページについて、喫煙可能店なのに店舗内全面禁煙としているというのは、どういうことか。

○事務局 喫煙可能店については、設置する際に保健所へ届出が必要となる。また、全面禁煙や喫煙専用室の設置に切り替えた場合は喫煙可能店の廃止の届出が必要になるが、アンケートに回答いただいた一部の店舗については、廃止の届出を失念されており、実態としては全面禁煙という措置をしている状況と考えている。

○三浦委員長 回収率が20%台ではあるが、回答のなかったところの意見もある程度この結果に沿ったものと理解していいと思うがいかがか。

○齊藤委員 回答率20%であり、全体的な回答率は低い。我々の総意だとは思えない。

○三浦委員長 大体の傾向として、県の取組が浸透している状況はわかると思われる。

(議事(2) 協議のうち、既存特定飲食提供施設の経過措置に関する事項について、意見交換を行った。)

○齊藤委員 皆様に追加で資料を配布したい。A3用紙の資料について説明する。これは東北の取組状況を記載したものであり、秋田県だけが非常に進んでいることがわかる。小学校や中学校、幼稚園などで喫煙することは誰も考えていない。また、大学や行政機関などで分煙にしようということもわかる。一方、秋田県が進みすぎている点が、駅や空港の中に喫煙所がない点である。ある県に行けば搭乗口の脇に椅子付きの喫煙室を設け、また、駅から出て10m以内のところに、東にも西にも両方に喫煙所を置いてある県もある。私も県に要望したが、県外からは4時間くらい新幹線に乗って秋田に来る。たばこを吸う人が4時間我慢すると、降りた瞬間にたばこを吸いた

いと思うが、吸う場所がない。よく観光で言われるのがそこである。降りてすぐ一服したいが全然そういう場所がない、秋田県は観光客に来てもらいたくないのか、と、このようなことを言われる。また、環境美化の観点では、たばこを吸ってマンホールのところに隠すなど、マナーの問題もある。国からもたばこ税を活用した喫煙環境整備促進に係る通知が出ており、知事に陳情したが、国に従う必要はないという言葉が返ってきている。これは県議会のウェブサイトに乗っているのもので、後で自身で確認してほしい。また、この条例の中で一番困る点が、従業員を使用している場合は屋内禁煙となっている点である。秋田県の飲食業の現状は、大体、御夫婦2人に商売で忙しいときにアルバイト1人か2人、もしくは専属の従業員がいるというような、大体4人以内の営業形態のところが多い。小さな商売であり、たばこを吸う昔からのお客さんもいてずっと長くやってきているので、この条例を決められると、従業員やアルバイトを雇い止めしなければならなくなる。コロナ禍で3年いじめられて頑張ってきて、昨年は水害の被害があり、売上も戻っておらず、景気も立ち直っていない。そのような状況の中で、現状を顧みずに5年経過したので条例を決めますというのは、すごくきつい、乱暴なやり方ではないかと思っている。今、新たに雇用するのが難しく、既存の従業員も絶対に外したくないし、それでなくても人手が足りなくて困っている。今まで来ていたお客さんがたばこを吸うから従業員やアルバイトはやめてくださいとってしまったら、私たちにとっては死活問題であり、店が潰れるという感覚である。5年前は、この条例でいいのではないかと、5年もあればその間に啓発していただいて県民の方に理解していただいたらいいのではないかと思っていたが、コロナがあり3年間でほとんど、3分の1くらいは閉店した。経済や災害などいろいろな問題があり、業界としては、もう5年だけ経過措置を延ばしていただきたいというのが実情である。ご存じのとおり賃金も上がっており、仕入れの材料も上がっている。従業員の給料も高くしなければならずギリギリのところやっており、資料を皆さんに提示したところである。東北全体の状況を見てもわかるが、なぜ秋田県だけがここまで特化するのか。国と同じようにやっていただきたい。

○伊藤委員 商工業者を支援する立場としては、新型コロナの影響により事業者や、特に飲食店はすごく打撃を受けたと認識している。令和2年から昨年コロナ感染症が5類に移行するまで、我々もいろいろな支援をしてきたが、閉店する方など、残念ながら事業を断念する方を多く見てきており、この3

年間については、受動喫煙防止対策が難しい状態だったのではないかと感じている。現状、コロナが明けたという状況から、コロナ以前の状況に戻すためにいろいろ努力をしている最中だと思う。齊藤委員から話があったとおり、人員や物価の高騰、大雨などもあった。コロナを我慢して頑張り、さらに打撃があった中、まず経営を立て直す、経営を維持していくというところにすごく注力していると、いろいろな飲食店を支援している中で感じているところである。受動喫煙防止対策は、将来的には取り組んでいかなければならないだろうが、経過措置部分について、齊藤委員から配布された資料を見ると秋田県は厳しい措置と感ずるため、この点については、十分な配慮が必要であると思う。視点は違うかもしれないが、人口が減少する中で、観光客の方々に来てもらい、何とか秋田を元気にしていこうとか、お金を落としてもらおうという形で、いろいろな団体や地域の方々が頑張っている中、そのような店が減る可能性も多々考えられるため、そういう点は配慮する必要があると思っている。

○小松等委員 市長会からの推薦ということではあるが、市長会の市長皆様の意向を確認しているわけではなく、あくまで由利本荘市の意見ということで、よろしくお願ひしたい。由利本荘市では、今年度から健康増進法に基づく第3期の健康由利本荘21計画というものを策定している。この最終的な目標は健康寿命の延伸であり、3大死因となっているがんや脳血管疾患、心疾患の死亡率や発症率を減少させる、そのために検診や生活習慣病の予防に積極的に取り組むことにしている。中でも喫煙については、がんや慢性肺疾患など様々な疾患の原因になることから、喫煙率の低減が重要な施策であると位置づけており、今回の計画から受動喫煙の機会の有無を新たな指標として設けている。また、健康教室や宅配講座、学校との連携や母子保健事業などを活用し、あらゆる機会を通じてたばこの害や受動喫煙について周知・啓発を積極的に進めてきている。その効果もあり、市民を対象とした健康づくりの意識調査の中の、受動喫煙・たばこの害について認知しているかという質問では、約84%の方が認知しているという高い数値となっており、市民の受動喫煙対策への意識・認識も高まっているのではないかと考えている。このような状況を踏まえると、経過措置の終了ということも考えられる。一方で、そもそも5年の経過措置は小規模の飲食店が、なるべく負担を緩和しながら受動喫煙対策を進めるための必要な猶予期間ということで、根拠のある5年ではないかと思っている。そのうち、3年程度かと思うが、コロナ禍があり本来の営業もままならない状況で、結果と

して経済的な面も含めて受動喫煙対策のほうまで手が回らなかったことは想定できるため、例えば、コロナ禍であった期間程度の経過措置の延長もやむを得ないのではないかという考えも持っている。どっちつかずの意見となるが、資料などを拝見した今の段階ではそのような意見である。

○小松真紀委員 今回、この会に初めて参加することになり、資料等から経過措置などの問題も今改めて分かった次第である。自身が関係する学校現場、小学校や中学校などに関しては、異論がない常識的なところであると考える一方、飲食店関係の事業のほかに喫煙場所の確保にかかる費用や、親族以外の従業員に関する点など、問題を抱えているということが分かった。コロナや水害という想像しなかったことがこの5年の間にあったところであり、非常に難しいところ。予想外のことが起こったのだと感じている。

○森田委員 経過措置期間の延長が必要だという意見については気持ちが伝わってきた。ただし延長とするなら、例えば従業員へ害の認知に関する啓発活動や、お客さんに加え従業員も、大学生などは飲食店でもアルバイトをし始める時期であるため、受動喫煙をしたくない従業員についてはアルバイトや仕事、店を選べるような、他の取組について一層進めていくということを重ねてお願いしたいところである。

○三浦委員長 高校生や大学生がアルバイトをする際に、未成年など本来たばこを吸うなどと言われる人の親の立場からすると、心配な点である。従業員がいないというのは要するに家族経営でお父さんお母さんが2人でやっているような小規模な店だと思うが、そのような店が長年のお客さんのある程度の喫煙を許容するような意識で営業しているのではないかと思う。秋田県の条例は非常に厳しいという点は、確かにそのとおりであるが、最も厳しいということではない。秋田県の条例は東京都の条例を参考に作られており、他県よりも基準を高くしている。秋田県の条例制定以降にできる各県の条例は秋田県の条例を目指せ、追い越せといったようなところである。経過措置の部分など少し難しい点もあるが、高い基準に近づけよう、そのような取組をしていこうということである。また、今後、東京都で作られる条例は秋田県よりも厳しいものになると予想される。東京都には子どもを受動喫煙から守る条例があり、努力目標ではあるが子どもがいる家の中では子どもの近くでたばこを吸うな、車の中ではたばこを吸ってはいけないなど、親が子どもに絶対たばこの煙を吸わせないという意識のもとに生まれ

ている。ある時、背中に赤ん坊を抱えた母親が飛行場の喫煙所に入っていくところを見て大変驚いた。このような人がどこでもたばこを吸える環境があると危険である。禁煙理由を聞くと、子どもがぜんそくになり父親がたばこをやめないと死んでしまうとされるとたばこをやめるが、それ以外の場合では、たばこを吸える場所が少なくなった、吸えなくなった、金額がちょっときつくなった、という場合にそろそろたばこをやめるかなということになる。ただしニコチン依存症という薬物中毒であるので、たばこをやめるのは簡単ではない。簡単にやめられる方もいるが、薬の力を借りてやめるという意識をもっていただくような、それほどニコチン依存症というのは深刻な問題である。たばこをやめることは簡単なことではなく、吸えない環境をつくることは本当に大事なことである。秋田県がそこまでやる理由が、知事も言っていたが、健康寿命日本一を目指すためである。平均寿命については、青森県と秋田県が長年最下位を争っている。どうしても喫煙率が高い、血圧が高い、検診受診率も低いという状況であり、県民性もあると思うが、そういった中で、各県の平均寿命に関する調査で滋賀県が男性の平均寿命が1位であった。滋賀県では男性の喫煙率を半分にするということをしており、そのおかげで肺がんの死亡率がぐっと減った。検診の受診率も増えた。そのような点から、たばこ対策が基本だったということが確認できている。同じことを秋田県でも行うというのは難しいかもしれないが、何か思いきったことをしていかなないと秋田県が万年短命県という結果となってしまうのではないか。できれば吸ってほしくないが、事情がありたばこを吸う人もたばこを吸う場所を喫煙専用室や喫煙目的室などとし、それが表示されていることにより、煙を吸いたくない人との境目があればいいと思う。その点はやはりお互いマナーを守りながらそのようなあり方としていきたい。法令の罰金の規定はまだ行使された事例はない。各県の条例において罰金の規定が設けられていることは少ないと思う。私はそれ自体が執行猶予ではないかと考えている。飲食店の問題意識はかなり改善してきており、喫煙可能店である施設についても、いずれは全面禁煙を目指して頑張っていこうという意思が見える。そういう方が、今後、例えば経過措置を5年延ばした際にどう考えるだろうか。喫煙場所が少なくなることは喫煙率の低下につながると言ったが、秋田県の喫煙率は下がっていない。秋田県に限ったことではないが、30代から50代の働き盛りの方の喫煙率が非常に高い。こういったところから、秋田県がもう少しなんとかできないかと思う。40代、50代でたばこのせいでがんになった人が早死にしたり、病気を抱えて長く働けなくなったりと、人材を失うことに

つながっていく。受動喫煙防止条例を進めていくことで、喫煙率を下げ、受動喫煙による被害を受けることがないようにすることが目的である。特に子どもや妊婦は守られなければならない。知らない人がうっかり健康な人に影響を与えることはあってはならない。

○齊藤委員 その点については承知した上で言っているつもりだが、先ほど示した資料のとおり、秋田県と青森県が同じくらいたばこを吸っている中で、青森県と秋田県で対応が違う。私は、子どもは絶対にだめだと考えており、だから分煙と言っている。税金を納めている以上、日本国民にはたばこを吸う権利がある。吸う場所や灰皿を撤去すればたばこを吸わないというのは間違いだと思う。吸う場所をきちんと確保して、もしくは分煙になるようにすべきである。今は、誰も子どもの前でたばこは吸わない。この5年間で、秋田県では本当に吸わなくなった。子どもの前や学校、県庁などで吸わせてほしいと言っているのではない。そこら辺は常識的に考えてそのとおりであり、この告知はかなり今県民に進んでいる。青森県と秋田県が1番であるのに、なぜ秋田県はこのような措置なのか、青森県は何もやっていない。どうせやるのであれば全国一律にやってはどうか。何でもかんでも日本一にならなければならないというのは、これは少し乱暴ではないか。80億円の葉たばこ産業の代替をどこから持ってくるのかと知事にも伝えたが、他の野菜を作らせる、とその程度の考えである。たばこ農家は火山灰等で何も畑作ができないため、葉たばこを作っている。それを理解せず、違う作物に転作させるというのはできる訳がない。国策で何もとれないところにたばこの葉を植えて、それを今体に悪いと言っているが、歴史的な部分もあるため、そこら辺のところも少し考慮していただければいかがか。たばこを吸う場所を設置してはどうか。私は灰皿撤去というのには本当に驚いた。コンビニエンスストアで灰皿を撤去しても、私たちの店舗の前に灰皿を置いているため、コンビニエンスストアでたばこを買ってわざわざ私たちの店舗の前に来てたばこを吸っている人もいた。公道で吸っている訳ではなく私たちの店舗の敷地であるのでその点はいいのだが、民間の方でもいいが、やはり誰かがそのような大きな目で見ただけであればと思う。また、小学校の前などには絶対に喫煙場所は置かないようにするとか、なにかもう少し考えていただければと思う。取組を大きくやるのは理解できるところであり、各県においても取り組んでいるところではあるが、この秋田県の条例においては、取組の内容があまりにも極論である。なんとか経過措置をお願いしたいというのはそういうことである。何度も言うが、

今本当に人がいない時に大事にしてきた従業員をやめさせるか、たばこを吸うお客さんを断るか、そのような選択をできる訳がない。3年も我慢して、4年目で水害により家が被災した従業員もたくさんいる中、従業員をクビにすることはできない。助けてくださいと言っているのはそういう意味である。あと5年もあれば、県でもっと告知をしてくれるだろう。コロナがなければまた変わっていたかもしれないが、コロナがあり、私たちの業界の3分の1は潰れている。今これで従業員を解雇しなければいけない、アルバイトを雇うことができないとなれば、業界としては廃業レベルである。そこら辺を汲んでいただき、考えていただきたい。業界を潰さないでほしい。

○三浦委員長 喫煙目的室としていただくという形もある。外で喫煙するなど、喫煙可能室を設置するという選択肢だけではない。今、この状況で改善すべき点があるとすれば、喫煙専用室の部分なのか。

○齊藤委員 喫煙専用室のことも書いてあるが、秋田県では補助は出ていない。

○三浦委員長 ややこしい点が、指定たばことして加熱式たばこが吸える喫煙室がある点である。そのような国の方針であるため、加熱式たばこは紙巻きたばこと同じ扱いにする方向で、今、各団体が国に陳情しているところである。今後、健康増進法が改正される際は、その点も関係してくるだろう。加熱式たばこを吸う人たちはたばこの害を勘違いしているところがある。

○齊藤委員 分離はしているが、国会議員も食堂でまだたばこが吸えている。国会議員の方が食事しながらたばこを吸えるのに、一般国民が吸えないというのはおかしい話である。そこら辺から変えていただければ国民ももっと変わると思う。

○三浦委員長 国全体として、たばこ対策が進んでいないということは事実であるが、健康増進法が最初にできた時は、受動喫煙防止に関してはなかなか効果が出なかったが、その後健康増進法の改正があった。秋田県の条例の経過措置を延長すべきかどうかという話について、齊藤委員から追加資料もあったので、ここで意見がまとまらないということであれば、次回までに持ち帰っていただき、次の際に御発言いただき、意見をまとめたいと思うがいかがか。

○伊藤委員 受動喫煙防止対策という視点からいろいろと調査・分析されているが、秋田県全体として産業という部分もしっかりと捉えていかなければならない。繰り返しになるが、飲食店がたくさんある中で、コロナの時代でかなりの数が減ったがまだ頑張っているところがあり、経過措置がもし解除となるとさらに店舗が減ると思うので、県の産業の活性化という観点からも考えていく必要がある。また、資料3のところにあったが、受動喫煙防止対策についても今後の対策が未定などの喫煙可能店の割合が高い状況にあるため、例えば、なぜ受動喫煙防止対策を明確にとっていないのかなど事業主の声も十分に吸い上げ、何が問題なのかの分析など、なぜできないのかということを含めて、十分に声を聞く必要がある。

○三浦委員長 飲食店へ追加のアンケートは時間的に難しい。

○伊藤委員 齊藤委員が組合の代表なので、その声であるとは思う。

○三浦委員長 時間がない中で少ない人数の方へ意見を伺うとどうしても偏ったものになりかねない。今回のアンケート調査においてもそれぞれの数値が前向きであり、条例に沿った形で努力してもらっているところがある。経過措置がさらに5年延長となると、そのような人たちがせっかく準備したのということになることも考えられ、そういう意味で規定どおり経過措置は終了という形がいいと思う。先ほど申し上げたとおり、一度それぞれの所属に持ち帰っていただき、今回の協議の内容を踏まえて、次はどのような方向で議論を進めるか考えていただきたい。私としては、条例を進めたいという意思があるが、なんでもかんでも全部無視してというわけではなく、いろいろな形で実現可能な方向で議論していきたいと思う。

(議事(2) 協議のうち、受動喫煙防止対策について、意見交換を行った。)

○森田委員 望まない受動喫煙が生じない環境について、吸える場所と吸えない場所を分けるということと、それを誰が見ても分かるようにしておくこと、受動喫煙の害について認知の向上は100%など、基本的なところを行っていくことが必要だと考えている。

○小松真紀委員 子ども、特に赤ちゃんなどは、自分の意思を言えないし逃げることもで

きない。今回の資料には家庭内の喫煙についてはあまり書かれていない。受動喫煙による喘息やアレルギー疾患など因果関係は明らかになっており、一番近くにいる両親や親族など、家庭内の喫煙についても望まない受動喫煙防止というところで、盛り込んでも良いのではないか。

○三浦委員長 コロナで在宅勤務も増え、それまで外で吸っていた両親が自宅で吸うようになり、子どもが受動喫煙をすることが問題となった。また、学生が窓を開けたら隣家から煙が入ってきて被害を受けたということもあった。ベランダ喫煙により近隣の方に迷惑がかかる。家庭内はなかなか難しいところだろうが、そうした受動喫煙の対策もある。

○小松等委員 市では、例えば健康教室や保健師による講座などを積極的に行っている。また、学校に出向いてたばこの害や受動喫煙について普及啓発を行っているほか、妊婦健診時に母親に受動喫煙も含めた喫煙の害も併せて周知を行っており、そうした取組を今後も強化・充実させていきたい。

○齊藤委員 喫煙環境を整備していくことが正しいと考える。子どもがいる環境で吸わせるのは言語道断だが、たばこを販売していく以上は、吸う場所も与えるべき。横手市は、厚生労働省の通達のとおり交付税の2%を使って、駅前など数か所に整備している。これはたばこを吸わせるためだけに整備したのではなく、避難場所の掲示など防災上の工夫をしている。広島県でも避難場所の記載など情報提供の場としている。また、換気扇もいいものを使って、あまり空気や煙が漏れないようにしている。そのような環境を整えて、なおかつ小学校の近くには喫煙場所を作らない、たばこを吸わない・吸えない環境を作るなど、そのようなやり方が正しいと思っている。

○伊藤委員 資料を見るとそれなりに周知を図っており、数値も向上している状況が見られる。受動喫煙の生じない生活環境の実現のための軸をどこにするのかということは難しいところだが、現状では周知啓発を徹底していくことが必要である。

○齊藤委員 健康保険組合なのか県なのか承知してないが、三次喫煙のポスターがあると思う。三次喫煙は体に悪いというようなポスターであり、国にも確認したところ、三次喫煙はまだ発表も何もしていないと言われたのだが、あのようなポスターを作っても問題ないのか。不安を煽っているだけなのか。

知らなければ調べてほしい。

○三浦委員長 例えばホテルの部屋や車の中などで、少し前にたばこを吸っていたとわかる場合がある。壁や床、カーテンなどにヤニがついており、それらから匂いが出る。三次喫煙というのは、そのような、付着しているたばこの物質を吸い込むことである。一番問題なのは赤ちゃんなどであり、床に這いつくばっている場合、日常で我々が感じないようなものも感じとっている。

○三浦委員長 いろいろと御意見をいただいた。9月以降2回目が予定されており、その際に知りたい情報などがあれば、事務局で資料の追加をお願いしたい。喫煙率を下げるためには、たばこを吸うことをやめようという雰囲気作りをしていくことが大切である。日本はWHOのたばこ規制枠組条約を批准しているものの、世界に比べて遅れているところが、たばこを吸える場所がまだ多すぎる点、たばこに関する広告と議員への協力依頼・寄付金などに対する法的規制がないという点である。中央から離れた秋田県でそのようなことを言ってなんになるのかという意見もあるかとは思いますが、たばこが体に悪いものだという認識をもっていただき、対策する必要があると思う。受動喫煙防止条例に関しては、他の県でも改正を検討する時期に入ると思われる。秋田県はやり過ぎだという話もあったが、秋田県以上に進んでいる都道府県もあるため、可能であれば他県の条例に関する資料を準備していただきたい。2回目の検討委員会を充実したものにしたい。受動喫煙は子どもや病気を持っている方に害となるということは皆さん十分にご存じであり、偶発的に何かあったでは済まされない問題であるので、環境整備などはしっかりと進めていかなければならない。

(追加資料の提供依頼や協議事項に関する意見等があった場合、後日事務局へ提出いただくこととし、閉会した。)

以上